

(3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

平成25年4月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

1 和解の相手方

倉吉市 個人

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金113,867円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

平成24年9月8日

(2) 事故発生場所

鳥取市気高町八束水地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部刑事部捜査第一課所属の職員が、公務のため小型乗用自動車を運転中、渋滞により前方で停止した和解の相手方所有の普通乗用自動車に追突し、同車両が破損したものである。